



# 公益法人だより

H23. 8. 30

VOL. 6

鹿児島県 学事法制課

## 1 鹿児島県公益認定等審議会の開催状況

平成23年度（4月～8月開催分）

回数	開催日	審議	内容	法人名
第23回	H23. 5. 17	諮問	移行認定	(財) 種子島農業公社
第24回	H23. 5. 24	答申	移行認定	(公財) 種子島農業公社
		諮問	移行認定	(財) かごしまみどりの基金
第25回	H23. 6. 14	答申	移行認定	(公財) かごしまみどりの基金
		諮問	移行認定	(財) かぎん文化財団
第26回	H23. 7. 19	答申	移行認定	(公財) かぎん文化財団
		諮問	移行認可	(財) 鹿児島県社会保険協会
第27回	H23. 8. 30	答申	移行認可	(一財) 鹿児島県社会保険協会 (※)
		諮問	移行認定	(社) 鹿児島県老人保健施設協会
			移行認定	(財) 鹿児島県学校給食会
			公益認定	(一社) 鹿児島県消化器集団検診研究会

(※ 公益目的支出計画を作成)

## 2 特例民法法人の移行等状況

- 公益法人制度改革関連3法の施行後、鹿児島県公益認定等審議会で答申した法人数は、下記のとおりとなっています。

### ●鹿児島県の状況 (H23. 8. 30現在の答申数)

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)	一般法人から 公益法人へ
344	平成21年度 5法人	平成21年度 1法人	37法人	10.76%	平成22年度 2法人
	平成22年度 26法人	平成22年度 1法人			
	平成23年度 3法人	平成23年度 1法人			

(※ 法人数 A は、平成21年12月1日現在の特例民法法人数 (国からの移管を含む。))

### ●全国の状況 (H23. 7. 31現在の答申数)

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)
23,856	1,857	674	2,531	10.61%

(※ 法人数 A は、平成21年12月1日現在の特例民法法人数)

### 3 電子申請IDの取得

移行申請手続や移行後の各種書類の提出については、電子申請で行っていただくことを推奨しております。電子申請を行いますと、申請書類の審査もスピーディーに行えますので、早期のID取得をお願いします。

### 4 情報コーナー

公益法人制度改革に伴う、移行申請期間もあと2年2箇月となり、法人の皆様におかれましては、もう既に移行準備作業に着手されていることと思いますが、今回は公益法人への移行申請書作成の際に、記載漏れの多い事項や特に気をつけていただきたい事項をまとめましたので、申請作業の参考にしてください。

#### かがみ文書

##### (1) 主たる事務所の所在場所について

登記事項証明書に記載されている住所のとおり記載してください。

(例) 登記事項証明書の住所が「鹿児島県鹿児島市鴨池新町1丁目2番3号」

誤：鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-2-3

正：鹿児島県鹿児島市鴨池新町1丁目2番3号

#### 別紙1：法人の基本情報及び組織について

##### (1) 評議員、理事及び監事の人数について

役員等就任予定者名簿による常勤、非常勤の人数であり、現在の人数ではありません。

##### (2) 職員の人数等について

① 最低でも週3日以上出勤する者は「常勤」として、申請事業年度の末日時点の見込み数を記載してください。

② 理事が職員を兼任している場合は、理事として取り扱い、職員には含めません。

#### 別紙2：法人の事業について

##### (1) 事業の内容について

「事業の内容」は、事業内容が特定できる程度に具体的に記載してください（ここに記載した内容を、そのまま別紙2の2(1)、(2)及び(3)に記載することになります。）。

##### (2) 事業の概要について

① 法人が実施する事業の全てを記載してください。

② 当該事業の概要（趣旨、内容、事業の対象（対象者の範囲、数、属性など）、申請事業前年度の実績等）が分かるように具体的に記載してください。

③ 複数の事業をまとめている場合、構成する事業の事業名を記載してください。その際、当該複数の事業をまとめた理由を記載してください。

④ 事業がどのように実施されるかが明らかになるように工夫してください。

⑤ 事業が法令等に根拠がある場合、法令名、該当する条項名及び当該事業との関わりを記載してください。

⑥ 事業を受託（請負を含む。）により行っている場合は、その委託元と受託内容、補助金等が交付されている場合は、その補助金等の名称、交付者、目的等も併せて記載してください。

(3) チェックポイントに該当する旨の説明について

- ① 法人が実施する公益目的事業の全てについて、対応する事業区分のチェックポイントを選択してください（該当する事業区分がないと考える場合は、「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。）。
- ② 選択した事業区分のチェックポイントで求められている各質問に対して、それぞれ説明を記載する、という様式となっています。

（例）助成事業を行う法人が、(13)助成（応募型）を選択し、「2. 応募の機会が、一般に開かれているか。」という問いに対して説明する場合。



例えば、「ホームページ及び〇〇新聞に広告を掲載する方法で公募することにより、応募の機会は一般に開かれている。」と説明することになります。

**別表 A：収支相償の計算**

(1) 第一段階への記載について

- ① 法人の行う事業が一つしかない場合（公1のみ）には、第一段階を省略し、第二段階のみ記載することとなります。
- ② 第二段階の計算の結果、収入－費用の額に1円以上の剰余金がある場合は、様式の下欄にある剰余金の扱い等において、説明していただくこととなります。  
（0円以下の場合は、記載不要）
- ③ 収益事業等を実施する法人は、別表(A1)と別表(A2)のいずれかの様式を選択して、作成してください。

**別表 C：遊休財産額**

(1) 別表 C (1) について

遊休財産額の計算に必要な数値の作成においては、申請年度末における資産、負債等の見込み（申請年度末の予定貸借対照表）を基に作成することとなります。申請書を提出される際は、申請年度末の予定貸借対照表の添付もお願いします。

(2) 別表 C (2) について

- ① 控除対象財産は、貸借対照表又は財産目録と一致した記載になります。
- ② 財産が金融資産の場合は、「場所・面積、構造、物量等」欄に、預金口座名や有価証券の銘柄等を記載してください。

(3) 別表 C (3) について

配賦基準が不明確な場合は、配賦根拠について説明を求める場合があります。

**別表 F：各事業に関連する費用額の配賦**

(1) 別表 F (1) について

- ① 役員等の全員が無報酬である場合は、「役員等の氏名」欄に、「理事、監事及び評議員は全て無報酬」と記載してください。
- ② 使用人を兼務する理事がない場合は、「役員等の氏名」欄に、「使用人を兼務する理事はいない」と記載してください。

※ 別表 F (1) 及び別表 F (2) では、各費用の配賦基準を記載することとなっていますが、行政庁において申請書を確認する際、この配賦基準として設定した基準の根拠となる資料（従

事割合の根拠であれば、従事した時間の積み上げ等)を基に、内容・数値等を確認しますので、申請書を提出する際は、法人において作成した配賦基準表も添付していただくようお願いいたします。

### その他の添付書類

#### (1) 登記事項証明書

発行日から3箇月以内の現在事項全部証明書の写しを提出してください。

#### (2) 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

- ① 発行日から過去3年間以内に滞納処分を受けたことがない証明書を提出していただきます。
- ② 発行日前に終了した過去3事業年度ではありませんので、注意してください。
- ③ 県税及び市町村税に係る滞納処分を受けたことがない証明書の様式は、本県で定める様式がありますので、所管課に御連絡ください。

### その他

#### (1) 法人が申請書を作成中に代表者や住所を変更した場合

電子申請IDを取得した時期から申請書作成の間に、代表者や法人の住所に変更があった場合は、法人による公益法人インフォメーション上の作業及び所管課による修正処理を経て、法人がデータ流用を行うことにより、代表者の名称や住所の修正を行うことが可能です。

そのような法人は、所管課にその旨を連絡した後、所管課の指示に従って作業を行ってください。

## 5 お知らせ

### <財務相談会について>

平成24年度に移行申請を予定している法人を対象にした、公認会計士による財務相談会を今年の10月頃に予定しています。法人の皆様には、既に各所管課から案内文が届いているかと思いますが、申請書を作成する際に財務関係で疑問に思っていること、判断に迷っていることなどがありましたら、是非、この機会に相談してください。

なお、法人からの個別相談は随時受け付けていますので、必要な際は、所管課に連絡してください。

### <公益認定等の標準処理期間の設定について>

本年8月に、内閣府大臣官房公益法人行政担当室から公益認定等に関する標準処理期間が示され、移行認定・認可の申請から処分までに要すべき標準的な期間を4箇月とすることとされました。

また、変更認可申請及び変更認定申請については、標準的な期間を40日とすることとされました。

本県においても、申請に対して早期の事務処理を心掛けておりますので、法人の皆様におかれましても、申請の準備ができましたら早期の申請を行っていただくようお願いいたします。

### <登記日の調整について>

昨年11月に発行した公益法人だよりでもお知らせしましたが、本県では、審査が終了し

鹿児島県公益認定等審議会から答申が行われた際に、法人が希望する登記の日がある場合には、認定・認可の処分日を調整することでご希望に添えるよう対応させていただいております。

調整の期間については特段の限度は設けておりません。希望する登記の日まで相当の期間がある場合でも準備ができましたら早期の申請をお勧めします。

(平成24年4月1日は日曜ですが、移行登記を行うことが可能です。)

### <申請書の提出期限について>

平成24年4月1日の登記を希望している場合は、遅くとも平成24年3月に開催される鹿児島県公益認定等審議会の答申を受け、行政庁から処分書（認定書、認可書）を受領する必要があります。

本県では、特別な事情がある場合を除き、審議会において2回（2箇月）程度の審議を重ねていることから、2月の審議会で1回目の審議を行い、3月の審議会で答申を行うこととなります。この1回目の審議会に諮るために、事前に所管課及び学事法制課において申請書の内容確認、認定・認可要件の確認及び添付書類の確認等を行っており、また、これらの作業の過程で、申請書の修正・差し替え等がある可能性も考えると、12月上旬頃までに申請書（紙ベース）を提出されることをお勧めします。

本年後半に申請が集中することが予想されますので、申請の準備が整いましたら早期に申請して下さるようお願いいたします。

ちょっと一息・・・

法人の皆さんにおいては、移行申請に向けて日々奮闘していることと存じます。

特に、現在実施している事業の公益性の判断については、認定基準やチェックポイントと照らし合わせつつ、FAQ等を参考にしながら整理中のことと思っております。

本課が受けた公益性の判断に係る質疑の中では、例えば「公益目的事業とは、地方公共団体等から補助金を受けていないと公益性が認められないのでは？」とか「行政機関から受託している事業は、間違いなく公益目的事業ではないか？」等の質問をよく聞きます。

が、「そんなことはありません！」。

公益目的事業か否かについては、「A認定法別表各号のいずれかに該当するか」という点と、「B不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとなっているか」という点を公益認定等審議会で判断することとなります。

そのため、前述の例であれば、補助金を「受けている」「受けていない」で公益性の判断はされませんし、「行政機関からの受託事業＝（イコール）公益目的事業」という訳でもありません。

解釈がややこしい部分があるかとは思いますが、判断に迷われた時は、随時所管課に御相談ください。